



特定非営利活動法人 成年後見センターもだま

〒525-0027 草津市野村八丁目5番19号
サニーハイツピア105号室
TEL:077-598-0246 FAX:077-598-0888
E-mail modama.npo@triton.ocn.ne.jp

平成27年10月発行

厚労省
都道府県に
若年性認知症支援へ、
支援員を配置

★NEWS★

厚生労働省は、65歳未満で発症する若年性認知症の人や家族を支援するため、2016年度より全国の都道府県に若年性認知症支援専門のコーディネーターを配置すると発表しました。

40代50代の働き盛りで発症する人も多く、認知症の知識不足で受診が遅れたり、仕事を続けられずに経済的に苦しくなったりすることから、医療・福祉・就労の関係機関とのつなぎ役として生活全般をサポートするとしています。

若年性認知症患者は全国で約4万人いるとされ、県内では約400人と推計されています。コーディネーターは都道府県の相談窓口で、患者に適した職場復帰に向けて企業に受け入れ方法を助言したり、障害年金や成年後見制度などの申請手続きも補助するなど、患者や地域の実情に対応した、きめ細かな支援態勢を整える狙いがあるとしています。

(参照:2015年9月18日 読売新聞・9月24日熊本日日新聞)



○●トピックス●○

第4回運営適正化委員会を開催いたしました

湖南4市からの受託事業である、「成年後見制度利用促進事業」の中で設置が謳われている運営適正化委員会を、10月1日(木)草津市立まちづくりセンターで開催いたしました。委員会設置の趣旨は、当法人の事業や活動に必要な助言をいただくことで、委員には、滋賀県の弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、社会福祉協議会からご推薦いただいた方々に就任いただいています。

今回の会議では、法人の運営状況、事業の現状報告、事例検討についての議論や相互の情報提供・情報交換を行いました。

今後、いただきましたご意見を参考に、検討を重ねていきたいと思います。



意思決定支援の必要性・後見制度のあり方を考える

去る8月29日（土）岡山弁護士会主催のセミナーに参加しました。

「高齢者・障がい者の意思が尊重される社会を目指して」をテーマに、高齢者・障がいの方の意思決定支援の必要性や、後見制度のあり方について考える機会として開催されました。

第1部では、住田裕子弁護士の基調講演があり、ご自身の高齢の母親のことや、弁護士の仕事で認知症の方に関わる中で、権利侵害や介護の責任などの社会問題に携わっておられます。この仕事を通して知り合った精神科医から教わった認知症の方の意思決定支援について経験を話されました。

第2部のパネルディスカッションでは、精神障害がある藤原さんが当事者の立場から、精神科病院に任意入院していた約1年間に、人権無視や人間扱いされない入院生活での苦痛や屈辱を、赤裸々に語られました。そのような状況の中で、あるベテラン看護師からの助言がきっかけで自分を取り戻せ、社会復帰した 現在は自分を受け入れることができた体験を語られました。

精神科医の野口さんからは、医療現場で患者さんの意思決定を支援した事例、患者本人の意思を可能

な限り優先・尊重できた事例など、意思決定支援を可能にするための方策を。

弁護士の高木さんから、現行の成年後見制度は、本人の意思を代弁する代行決定であるが、障害者権利条約の批准では、自己決定支援（支援付き意思決定）を重視されたことや、イギリスでは個人のために他者が行動や決定をするための法的な枠組みを規定する法律が整備されているとのお話をありました。

今回、当事者の「人として自分のことを自分で決めたい」の訴えが心に響き、あらためて意思決定が困難な方の意思決定支援の重要性を認識しました。

これまでの後見支援において、「本人意思を代弁して」「本人の最善の利益」を基本姿勢としていますが、保護を優先するあまり逆に権利侵害になっていないか。

もだまにおいても、本人の意思を引き出すための方法を探り、意思決定を助けるために配慮し、自己決定支援（意思決定支援）型の後見活動を行っていきたいと思います。

障害者差別解消推進法について

去る、9月24日に草津市・草津市立障害児（者）自立支援協議会主催の「障害者差別解消推進法について」をテーマに、立命館大学産業社会学部 特別任用教授 峰島厚氏より講演がありました。平成28年4月に施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法」（*略称「障害者差別解消法」）は差別の禁止を「公私間」（＝バリアフリー化など環境整備等）だけでなく「私人間」（二個々人の考え方や、民間企業等の物理面以外のもの等）にも義務の対象としたものであり、日本では初めてのこと



であるが、市民や企業などへの啓蒙や研修等は国からの予算はなく努力義務となっていたため、一般市民が勉強する機会の確保や民間事業主の相談窓口の必要性を話されました。また障害者自身がどのような配慮が必要か意思表明が必要だと話され、意思表明の難しい方の代弁に成年後見制度が紹介されました。

④*当法は「障害者差別解消法」が略称ですが、講師は「障害者差別解消推進法」と表現されました。

出張相談会の報告とご案内

各市（守山市・栗東市・野洲市）第1回出張相談会を開催しました。相談会には、高齢者・障害者の方やその御家族、支援者が来られ、将来の不安や制度の仕組み、後見事務などの相談をお受けいたしました。

この相談会は、身近な地域で成年後見制度に関する相談が受けられるようにとの思いで開催しています。

成年後見制度について話だけ聞いてみたい方でも結構です。お気軽にお越しください。

高齢者・障がい者なんでも相談会

日 時：平成27年11月29日（日） 13時30分～16時30分

会 場：草津市立障害者福祉センター（草津市西渋川2丁目9-38「渋川福複センター」2階）

対象者：湖南4市（草津市、守山市、栗東市、野洲市）にお住まいの方

この相談会は、弁護士・司法書士・社会福祉士・行政職員など複数の専門職が同時にご相談をお受けします。

皆さんの周りに困り事を抱えた方はおられませんか？

相続、消費者被害、お金の管理の不安、負債のことなどなど・・・

高齢者、障害者、ご家族だけでなく、支援いただいている方からのご相談もお受けいたします。お気軽にお越しください。

相談無料

予約不要



県民のための成年後見制度 活用講座 「まちで暮らす、みんなで支える」～あなたの街の後見人～



日 時：平成27年12月12日（土）13時～16時（受付 12時30分より）

会 場：草津総合病院 9階 あおばなホール

主 催：公益社団法人滋賀県社会福祉士会 共 催：特定非営利活動法人成年後見センターもだま

地域の中で生活していると、様々な問題を抱えた方がおられます。高齢、障がい、認知症といったことの他にもゴミ屋敷のような家や騒音トラブルなどなど。そんなとき、成年後見制度がお役に立てるかもしれません。難しそうな成年後見人の仕事について、寸劇でわかりやすくお伝えします。

皆さんの暮らしを共に支える成年後見制度について、一緒に考えてみませんか？

<栗東会場>

日時：10月14日（水）13時～16時

会場：栗東市役所 2階 第3会議室

<野洲会場>

日時：11月11日（水）13時～16時

会場：野洲市健康福祉センター
3階研修室

<守山会場>

日時：12月8日（火）13時～16時

会場：守山すこやかセンター
3階講習室

後見活動日誌

もだまがK男さんの保佐人に選任され、支援活動を始めるや否やK男さんが生活をおられた施設の方より電話が入り、K男さんが呼吸困難のため病院に救急搬送されたと連絡が入りました。突然の事に驚き、不安な気持ちで急ぎ、病院に駆けつけるとK男さんはICUで人工呼吸器をつけ治療中でした。救急担当の医師から、肺のCT検査をしたところ真っ白であり、自発呼吸も足りていなかっため人工呼吸器をつけているとのこと、最善の治療をしているがかなり危険な状態であると説明を受けました。とてもショックでした。しかしそれ以上にK男さんが一番頑張っておられるることを痛感しました。担当医から親族の医療同意を求められ、長く疎遠であった子ども達に連絡をどうさせていただきました。何度も連絡をさせていただきました。複雑ないろいろな思いを心に持つておられるであろう親族の方々の胸中を思うと、本当にありがたい気持ちでいっぱいになりました。

その後、K男さんは頑張りを見せてください、日に日に奇跡の回復をされ2ヶ月後には退院することができました。

今、K男さんは老人保健施設で介護を受けながら生活をされていますが面会の際に、時折、救急搬送された時のことを話されます。

「先生がもう難しいと思ったみたいや、奇跡やつて」「でも全然その時は覚えどらんのよ」と笑顔で話をしてくださいるK男さんです。これからも保佐人として、K男さんの生活を支援し、気持ちに寄り添えるよう働きかけていきたいと思っています。次回の訪問もK男さんの大好物のお饅頭を持って、嬉しそうに笑顔を見せてくださることを期待して、お会いしに行きたいと思います。

(追伸)K男さんが、覚えていてくれているといいなと思います…

あの時、子ども達が来てくれたことを…

★会員募集★

「もだま」の活動趣旨にご賛同いただける方を募集しています。
個人、団体を問わず皆様の入会を心よりお待ちいたしております。

●正会員年会費●

個人1口 3,000円
団体1口 10,000円

●賛助会員年会費●

個人1口 2,000円
団体1口 5,000円

※ご入会・ご支援の申込みは、所定の振込用紙がありますので事務局までご連絡下さい。